

平成24年第1回上峰町議会定例会会議録

平成24年3月2日（金曜日） 本会議5日
 会期 15日間 委員会4日
 平成24年3月16日（金曜日） 休会6日

平成24年3月2日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 福 島 日 出 夫 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 川 原 源 弘 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年3月2日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第1号～議案第25号)
(諮問第1号)
- 日程第5 議案審議
議案第9号 上峰町通学福祉バス運営基金条例
- 日程第6 議案第17号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第18号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第19号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第20号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算
- 日程第11 討論・採決

午前9時40分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成24年第1回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番松田俊和君及び7番岡光廣君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より3月16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（大川隆城君）

日程第3．町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。町民の皆様並びに議員各位には、平成24年上峰町議会3月定例会に御健勝にて御参集いただき心から感謝を申し上げます。今後の町政運営につきましては、新年度に臨む私の所信の一端と、主な施策の概要を申し上げさせていただきます。町民の皆様並びに議員各位の御理解とより一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

①踏まえるべき時代の流れ。

死者1万5,850人、行方不明者3,281人（2月15日現在）を出した東日本大震災が発生してから、間もなく1年がたとうとしています。かくも圧倒的な悲しみと苦難の前では、言葉がほとんど力を失いますが、大難に遭われた皆様にご心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。この3月の大震災、同年9月の台風12号による大雨災害の発生等を背景に、地域の防災・減災体制や原子力施設の安全性への人々の意識がこれまで以上に高まってきております。このため、これからのまちづくりにおいては、大規模災害への備えや地域ぐるみの防犯体制の整備を初め、すべての分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが必要です。

また、我が国では出生数の減少と出生率の低下に歯どめがかからず、少子化がさらに深刻化しており、子供の数が急速に減少してきています。また、高齢化も世界に例を見ない速度で進んでおり、今後も、団塊の世代が高齢期を迎えることにより、これまでの状況をはるかに超えた超高齢社会を迎えることが予想されています。このため、これからのまちづくりにおいては、すべての分野において、子供を産み育てやすい環境づくりや超高齢社会に即した環境づくりを一層積極的に進めていくことが必要です。

あわせて、我が国では、国と地方との関係を抜本的に見直し、地域のことは地域が決める地方分権・地域主権への転換が進んでいます。このような中、今後、自治体には、住民の皆

様とともにみずからのまちの未来をみずから決め、具体的な取り組みをみずから実行できる行財政力が一層強く求められます。町民と行政との協働のまちづくり、任意団体、NPO、民間企業等の多様な主体がともに担う「新たな公共」の形成を進めるとともに、自治体経営の一層の効率化を図り、自立・持続可能な体制を確立していくことが必要です。

②上峰町の現状。

本町の、総人口（平成22年国勢調査）は、9,224人となっており、これまでの推移を見ると、佐賀県内のほとんどの自治体の人口が減少する中、増加傾向で推移しています。ただし、その増加人数及び増加率を見ると、平成17年から平成22年の直近5年間で最も少なくなっており、伸びどまりの傾向を示しています。また、年齢3区分別に見ると、15歳未満の年少人口は1,607人（17.4%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は5,731人（62.1%）、65歳以上の老年人口は1,885人（20.4%）となっています。全国及び佐賀県と比較すると、年少人口比率（17.4%）ということで、全国平均（13.1%）や県平均（14.5%）を上回り、老年人口比率（20.4%）は全国平均（22.8%）や県平均（24.5%）を下回り、現在のところ比較的“若いまち”と言えますが、これまでの推移を見ると、少子高齢化が確実に進行していることがわかります。また、本町の総世帯数は3,074世帯となっており、総人口の増加とともに増加傾向で推移しています。1世帯当たり人数は3.00人で、減少傾向で推移しており、核家族化や世帯の多様化が進行していることを示しています。

本町の就業者総数（平成17年国勢調査）は、4,378人となっており、総人口の増加とともに増加傾向で推移しています。産業3部門別に見ると、農業、林業、漁業などの第1次産業は265人（6.1%）、建設業、製造業などの第2次産業は1,371人（31.3%）、これら以外の第3次産業は2,740人（62.6%）となっています。全国及び佐賀県と比較すると、第1次産業の構成比率（6.1%）は全国平均（4.8%）を上回るものの県平均（11.0%）を下回り、第2次産業の構成比率（31.3%）は全国平均（26.1%）や県平均（24.8%）を上回り、第3次産業の構成比率（62.6%）は全国平均（67.2%）や県平均（63.8%）を下回り、第2次産業の構成比率が高いことが特徴となっています。しかし、これまでの推移を見ると、その第2次産業が人数、構成比率ともに減少し、第3次産業が人数、構成比率ともに増加し、就業構造が大きく変化してきています。

③町民の皆様が求める上峰町の姿。

本町では、まちづくり計画の策定に当たって、町民の声を幅広く反映させるため、平成23年6月から7月に「町民アンケート調査」（18歳以上の町民2,000人を無作為抽出して郵送による配布・回収により実施）を実施いたしました。その結果の中から代表的な設問結果を抜粋すると、以下のとおりです。町の魅力について尋ねたところ、生活環境施設や自然、利便性、保健・医療関係を町の魅力と感じている町民の皆様が多くなっております。

本町の各環境について、現在どの程度満足しているかを把握するため、5分野47項目を設

定し、項目ごとに町民に評価してもらい、点数化しました。その結果、新エネルギー導入に関する取り組みや産業分野の満足度が低くなっております。また、同様に、各環境について、今後どの程度重視しているかを尋ねたところ、重要度が最も高いのは「医療体制」で、次いで「ごみ処理・リサイクル等の状況」などの順となっており、健康で快適な暮らしを確保するための医療・保健環境や生活環境のさらなる充実が重視されています。

④まちづくりの方向性。

就任時、財政的に骨と皮だけで辛うじて踏ん張っていた上峰町はようやく『小康を保つ』ようになりました。財政調整3基金などのいわゆる「貯金」は就任時67,892千円（平成20年度末）から427,342千円（平成23年度末見込み）、一般会計、特別会計を合わせたいわゆる「借金」は就任時10,412,662千円（平成20年度末）から9,454,119千円（平成23年度末見込み）となりました。実質公債費比率は23.7%（平成20年度）から21.7%（平成22年度）、将来負担比率は191.4%（平成20年度）から141.6%（平成22年度）、経常収支比率は96.2%（平成20年度）から88.6%（平成22年度）となっております。平成24年度が償還ピークであると分析していますが、回復して落ちついた状態であるが、急変しないように用心しなければならない『小康状態』です。だからこそ、来るべき未来に備え将来世代に多大な負担を強いることのないよう事業を厳選し「町民サービス延伸・拡充」を少しずつでも実行していく必要があると思っておりますし、だからこそ、より少ない予算で、より大きな効果を上げられる事業手法などにより、財政の健全化を意識する必要があると思っております。個人の「住みやすさ」に視点を置いた施策から、個人の生活はもとより人や社会や自然とのかかわり・つながりにきめ細かくソフト事業が行き届く「暮らしやすさ」を追求した施策を実行してまいりたいと考えております。本年も町民の皆様の視点に立った仕事ができているかと考える姿勢を崩さずに、町政運営を行います。

以下、御参照いただきたいと思っております。

議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜り、町政の一層の発展のために尽力する所存でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大川隆城君）

以上で町長の施政方針が終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

早速ですが、議案第1号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例。

本議案は、条例中、振興課が所掌する事務から、農業委員会に関する事項を除くことで改正を行うものでございます。

機構改革によって、建設課と産業商工課と農業委員会を統合して振興課として業務を行ってきましたが、3課の統合の負荷を部分的に解消することを主目として、以前のように農業委員会の業務を独立させることとするため、改正いたします。

第2条、事務分掌中、振興課の事務に農業委員会に関する事項がございますが、12ですね、農業委員会に関する事項がございますが、これを外します。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。失礼しました。ただいまの説明にかえさせていただきます。

続きまして、議案第2号 上峰町暴力団排除条例。

本議案は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにして、安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定するものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第3号 上峰町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例。

本議案は、スポーツ振興法の全部が改正され、スポーツ基本法の施行により改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、議案第3号 上峰町スポーツ振興審議会条例の一部を改正することに伴い、本条例、別表にある委員の名称を変更すること及び地域公共交通会議を置くことによる地域公共交通会議委員の費用弁償を定めるために改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第5号 上峰町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本条例は、昨年度に引き続き本年度においても、教育長の給料を15%カットすることで改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

続きまして、議案第6号 上峰町福祉資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例。

本議案は、条例に定める基金の額について改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第7号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、小・中学校及びふるさと学館の図書購入に教育振興基金の一部を充てるために改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第8号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、議案第6号と同じく、条例に定める基金の額について改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第9号 上峰町通学福祉バス運営基金条例。

本議案は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、通学福祉バスの事業に要する経費に充てるための基金を設ける目的で制定するものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第10号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

本議案は、地方税法等の改正に伴い、改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第11号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、本町の保育料徴収基準額を国の保育単価限度に合わせることに伴い、また、年少扶養控除及び特定扶養控除の廃止に伴う税額の変動で調整し、できるだけ影響額を少なくするように改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第12号 上峰町公有水面使用料に関する条例を廃止する条例。

本議案は、佐賀県公有水面管理条例の廃止に伴い、廃止するものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第13号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、議案第12号 上峰町公有水面使用料に関する条例を廃止することに伴い、改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第14号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

本議案は、公営住宅法等が改正されたことに伴い、改正を行うものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第15号

上峰町固定資産評価員の選任同意について

上峰町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡みやき町大字天建寺3426番地

氏 名 白濱博己

生年月日 昭和31年7月2日生

平成24年3月2日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、総務課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第16号 町道路線の認定について。

本議案は、記載しております1路線につきまして、町道路線として認定をお願いするものでございます。

平成24年3月2日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第17号

平成23年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

平成23年度上峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,498,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第18号

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,352千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ996,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第19号

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,624千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第20号

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第21号

平成24年度上峰町一般会計予算

平成24年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,430,917千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
（債務負担行為）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。
（地方債）

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

（一時借入金）

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000

千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第22号

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ945,598千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第23号

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,180千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年3月2日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第24号

平成24年度上峰町土地取得特別会計予算

平成24年度上峰町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年3月2日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第25号

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ826,694千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000

千円と定める。

平成24年3月2日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より説明をいたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤2190番地の1

氏 名 矢動丸 勝彦

生年月日 昭和14年10月10日

平成24年3月2日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、議案につきまして25と諮問が1件の一括上程をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より25議案及び1諮問が一括上程されました。補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第2号 上峰町暴力団排除条例の補足説明をさせていただきます。

まず、佐賀県におきまして、平成23年10月3日に暴力団排除条例が公布され、平成24年1月1日から施行されております。その趣旨にのっとりまして、町におきましても、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにして、町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展を図るために制定するものでございます。

それでは、条例の中身でございますが、まず第1条で、条例を制定する目的を定めております。

次に、第2条で、おのおのの用語の定義を定めております。

次に、第3条で、暴力団の排除を推進する上での基本理念を規定しております。町民等が暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しない、事務所を開設させないことを基本として、国、県、市町、町民、事業者及び関係機関等の相互連携、協力のもとで暴力団排除を推

進するというものがございます。

次に、第4条で、町の責務を定めております。基本理念にのっとりまして、国、県、他の市町、町民、事業者及び関係機関等と連携して施策を推進するものがございます。

次に、第5条で、町民等の責務を定めております。

第1項では、町民が自主的に相互連携を図り、暴力団排除のための活動に取り組むことともに、町の施策に協力するように努めるということを規定いたしております。

第2項では、事業者について定めているものがございます。事業者は、事業によって暴力団を利することがないようにするとともに、町の施策に協力するものと規定しております。

第3項では、町民等が情報を知ったときは、町や警察等に対して情報の提供をするように努めるものと規定しております。

次に、第6条でございますが、第6条につきましては、町が行う公共工事や事業などから暴力団を排除することを掲げております。

次に、第7条でございますが、第7条では、町が設置した公共施設が暴力団の活動等に利用されないように規定したものでございます。

次に、第8条では、町民や事業者が自主的に暴力団を排除するための活動に取り組むことができるように、町は、国、県及び関係機関と連携して支援を行っていくということを規定したものでございます。

次に、第9条でございますが、第9条では、町民等が暴力団の排除の重要性に理解を深めるために、町は、国、県及び関係機関と連携して、広報、啓発を行うものがございます。

次に、第10条でございますが、10条におきましては、中学生に対する教育等を定めております。

第1項では、中学校において、生徒が、暴力団が不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入しないように、また、暴力団員等の不当な行為による被害を防止するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとしております。

次に、第2項でございますが、第2項については、保護者、学校関係者、その他、生徒の育成に携わる者に対しまして、暴力団に関する知識を有する職員の派遣や情報の提供等、支援を行っていくということを規定しております。実際に、職員の派遣とか情報提供、そういったものにつきましては、警察のほうからの支援が当然必要であろうと思っております。

次に、第11条では、暴力団を利用したり、協力したり、金品等利益の供与をしてはいけないということを規定しております。

最後に、12条につきましては、委任事項となっております。

この条例案につきまして、あと施行規則を皆様方のお手元に資料として添付しておりますが、この内容の説明につきましては省略させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○生涯学習課長（川原源弘君）

おはようございます。私のほうから、議案第3号 上峰町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成23年度において、スポーツ振興法という法律がございましたんですけど、これを全部改正されて、新たにスポーツ基本法という形で制定されたところがございます。したがって、親法が変わりましたので、それに基づいての名称変更関係の条文を変更するものでございます。

以下、新旧対照表をもって説明したいというふうに思っておりますので、1枚めくってもらって、新旧対照表をお願いしたいと思います。

改正前、右のほうなんですけれども、題名としまして、上峰町スポーツ振興審議会条例というものがございますけれども、これのほうを「振興」という言葉を「推進」という言葉に改正したいというふうになっています。

それとあと、設置につきましても、改正前のほうは「振興」とか「スポーツ振興法」とか、文中で「振興」という言葉が入っていますので、これにつきまして、スポーツ基本法にのっとりまして「推進」とか「スポーツ基本法」、また「スポーツ推進法」という形で改正するものでございます。

次のページのほうでは附則のほうを載せております。

それとあと、関連いたしまして、ちょっと議案第4号のほうまでちょっとお目通し方をお願いしたいと思います。

ちょっと文中の3行目、1段落ちたところなんですけれども、別表という形で、体育指導委員の項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」、それとあと、「スポーツ振興審議会委員」という言葉を「スポーツ推進審議会委員」という言葉で、これも訂正したいというふうにしております。

次のページに、改正前、新旧対照表ございます。右のほうで、枠中の上から3行目なんですけれども、「体育指導委員」という言葉を「スポーツ推進委員」という言葉に改正したい。それとあと、4行目なんですけれども、「スポーツ振興審議会委員」というものを、これも同様に「スポーツ推進審議会委員」という言葉に変えていきたいと思っております。

それとあと、従前、地域におきましては、住民スポーツ推進員というものもございますけれども、これとのすみ分けといたしまして、スポーツ推進委員と、地区にいらっしゃる方々は従前どおり住民スポーツ推進員という形で、この頭に「住民」という言葉がつくつかないかで従前の「体育指導委員」という言葉ですすみ分けしたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、それと、議案第15号 上峰町固定資産評価員の選任同意について、この2議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第4号でございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今し方、生涯学習課長のほうからスポーツ振興法の全部が改正された件につきまして御説明を第4号でしましたので、その部分は割愛したところで補足説明をさせていただきます。

この改正でございますが、上峰町地域公共交通会議委員というものを新設いたしまして、委員会を新設いたしまして、それで、それに伴うところで、地域公共交通会議委員の費用弁償として新たに追加させていただくところでございます。

この目的といたしましては、バスの運行の形態及び運賃や料金など、地域の関係者の合意形成を図る場として会議の設置が必要ということで、新たに上峰町地域公共交通会議を置くものでございます。

議案第4号の添付資料といたしまして、上峰町地域公共交通会議設置要綱というものを資料として添付させていただいておりますが、これに基づきまして費用弁償が伴うということで新たにお願ひするところでございます。

なお、道路運送法施行規則第9条第2項によって、運賃等の設定または変更の届出に係る届出書には、地域公共交通会議または協議会において協議が調っていることを証する書類を添付する必要があると、そういう定めがあるということで、今回、交通会議を設置するものでございます。

続きまして、議案第15号でございますが、上峰町固定資産評価員の選任同意についてでございます。

この件につきましては、地方税法第404条におきまして、固定資産評価員を市町村に設置するように定められております。その役割といいますのは、市長村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するために評価員を置くということに定められております。

また、同法第404条第2項におきましては、「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する」という定めがございますので、このことから、現税務課長であります白濱博己が評価員として妥当であると、そのように判断いたしまして、選任同意をお願いするところでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第23号の補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第6号 上峰町福祉資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をします。

現在、この貸付基金は、社会福祉協議会のほうに委託をしておりますけれども、平成22年度の監査委員の決算審査意見書のほうで、条例に規定する基金の額と実際の基金の現在高との整合性について検討することというような指摘を受けまして、現在、条例では、基金の額は1,360千円ということになっております。しかしながら、平成22年度末の基金の額というのが1,378,958円になっておりますので、これを、定額の部分を限度額に改めまして、それに伴い資金の種類を蓄積にし、内容を明確にするというような改正でございます。

それでは、お手持ちの資料の新旧対照表によりまして説明をいたします。

現行では、第3条、基金の額は1,360千円となっておりますが、改正後は基金の限度額にし、限度額を1,500千円とし、第4条の「資金の種類」となっております部分を「蓄積」に改めまして、基金の蓄積、1番、基金から生ずる利子、2番、寄付金、3番、一般会計からの繰入れ、4番、県補助金ということで明確にするものでございます。

次に、議案第8号 上峰町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をします。

これにつきましても、社会福祉協議会のほうに委任しておりますけれども、議案第6号と同じく監査委員の指摘によりまして、条例では1,410千円でありますけれども、平成22年度末の額として1,438,563円となっております。この部分を、定額を限度額に改めまして、資金の蓄積内容につきましても明確にする改正でございます。

では、お手持ちの新旧対照表によりまして説明をします。

第3条、基金の額は1,410千円というふうになっておりますけれども、改正後に基金の限度額にして、限度額を1,500千円として、第4条で基金の蓄積を明確にするために、基金の蓄積は、次の各号によるということで、1番、基金から生ずる利子、2番、寄付金、3番、一般会計からの繰入れの条文を追加し、以下の条文を1条ずつ繰り下げる改正でございます。

次に、議案第9号 上峰町通学福祉バス運営基金条例についての補足説明をいたします。

官民協力のもと、地域住民の交通手段の確保及び地域社会の活性化に寄与することを目的といたしまして、平成12年度より通学福祉バスを運営しております。この事業に、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とした基金を設置する条例でございます。

まず、第1条で、設置ということで、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令による事業に要する経費に充てるために、地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして、上峰町の通学福祉バス運営基金ということを設置するという目的でございます。

それから、第2条で、積み立てということで、毎年度積み立てる額は、予算で定めた額とするということになっております。

第3条、管理の方法ということで、金融機関での有利な方法ということで保管するというということになっております。

第4条、運用益金の処理ということで、これに生ずる運用益は、一般会計に計上し、この基金に編入するものとするということにしております。

第5条、処分ということで、この事業に定める事業に要する経費に充てる場合に、基金の全部または一部を処分することができるということで定めております。

第6条につきましては、委任事項であります。

それに伴いまして、条例の施行規則ということでつけております。

第1条、趣旨、第2条に基金の対象事業ということで、対象事業の区分ということで、交通に関する事業、対象事業の名称ということで、通学福祉バス運営事業ということで、対象事業の目的、対象事業の内容ということで定めております。

それから、第3条で、基金の対象経費ということで、「基金は、第2条に規定する対象事業の運営・維持に要する経費のみに充てることができるものとする。ただし、車両の更新に係る経費は除く。」ということになっております。

なお、今回の一般会計の補正で、その積立金の補正を計上しております。よろしくお願ひします。

次に、議案第18号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正をお開きください。

歳入、款の1. 国民健康保険税、補正額マイナスの11,635千円、計の181,783千円。

款の3. 使用料及び手数料、補正額44千円、計の95千円。

款の4. 国庫支出金、補正額マイナスの693千円、計の227,929千円。

款の5. 療養給付費交付金、補正額マイナスの10,027千円、計の68,478千円。

款の6. 前期高齢者交付金、補正額マイナスの273千円、計の205,867千円。

款の7. 県支出金、補正額2,084千円、計の44,969千円。

款の8. 共同事業交付金、補正額マイナスの655千円、計の123,088千円。

款の9. 財産収入、補正額38千円、計の39千円。

款の10. 繰入金、補正額マイナスの1,776千円、計の34,601千円。

裏面3ページをお願いします。

款の12. 諸収入、補正額マイナスの1,459千円、計の547千円。

歳入合計、補正額マイナスの24,352千円、計の996,111千円となっております。

4ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、補正額マイナスの632千円、計の4,968千円。

款の2. 保険給付費、補正額ゼロ、計の679,593千円。

款の3. 後期高齢者支援金等、補正額ゼロ、計の80,969千円。

款の5. 老人保健拠出金、補正額マイナスの299千円、計の7千円。

款の6. 介護納付金、補正額マイナスの60千円、計の35,347千円。

款の7. 共同事業拠出金、補正額マイナスの10,886千円、計の112,861千円。

款の8. 保健事業費、補正額マイナスの1,749千円、計の6,637千円。

款の9. 基金積立金、補正額9,999千円、計の10,000千円。

款の11. 諸支出金、補正額マイナスの360千円、計の2,585千円。

裏面5ページをお願いします。

款の12. 予備費、補正額マイナスの20,365千円、計の62,892千円。

歳出合計、補正額マイナスの24,352千円、計の996,111千円となっております。

次に、説明書により説明をします。

2枚をめくっていただきまして、3ページをお願いします。

歳入で、款の1. 項の1. 国民健康保険税、目の1. 一般被保険者国民健康保険税と目の2の退職被保険者等国民健康保険税でありますけれども、この分につきましては、現年度課税分の補正につきまして、当初の予算で計上しましたところの調定額の変更によりますところの補正でございます。

1枚めくっていただきまして、5ページをお願いします。

款の5. 項の1. 目の1の療養給付費交付金でございますけれども、現年度分補正額のマイナス10,027千円でございますけれども、これにつきましては、平成23年度分の確定分でございます。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、節の2の県調整交付金で、補正額は2,787千円ありますけれども、この分につきましては、医療費適正化保険事業等の二種交付金分の補正でございます。

裏面の6ページをお願いします。

款の8. 項の1の共同事業交付金の節の1の高額医療費共同事業交付金、補正額のマイナスの1,694千円でございますけれども、この分につきましても23年度分の確定分でございます。

目の2. 節の1の保険財政共同安定化事業交付金、この分につきましても確定の分でございます。

次ページ、7ページをお願いします。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1の一般会計繰入金、補正額のマイナスの1,776千円でございますけれども、保険税の軽減分の支援分で保険基盤安定繰入金の分でございます。

裏面8ページをお願いします。

款の12. 諸収入、項の3の雑入の目の1、目の2の第三者納付金ですけれども、マイナスの1,000千円ずつなんですけれども、該当者がいなかったための減額補正でございます。

12ページをお願いします。

歳出で款の7. 項の1の共同事業拠出金の高額医療費拠出金なんですけれども、マイナスの1,437千円につきまして、23年度分の確定分でございます。

その次の、保険財政共同安定化事業等拠出金、これにつきましても、マイナスの9,449千円につきましても確定分でございます。

次ページ、13ページをお願いします。

款の8. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目の1の特定健康診査等事業費なんですけれども、委託料のマイナスの1,580千円ですけれども、これは当初の健診の件数の減によるものの減額補正でございます。

款の9. 項の1の基金積立金、目の1の財政調整基金積立金なんですけれども、補正額9,999千円ということで、当初の1千円を足しまして、今年度10,000千円の積み立てをするように計上しております。

款の12. 予備費の補正額は、マイナスの20,365千円になっております。予備費の補正後の額というものが62,892千円ということになっております。

次に、議案第19号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額809千円、計の65,524千円。

款の3. 繰入金、補正額マイナスの280千円、計の17,450千円。

款の5. 諸収入、補正額マイナスの123千円、計の244千円。

歳入合計、補正額406千円、計の83,624千円となっております。

裏面3ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、補正額マイナスの1千円、計の378千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額553千円、計の82,936千円。

款の3. 保健事業費、補正額マイナスの146千円、計の187千円。

歳出合計、補正額406千円、計の83,624千円となっております。

説明書により説明をいたします。

3ページをお願いします。

歳入で、款の1. 項の1の後期高齢者医療保険料、特別徴収、普通徴収の現年分なんですけれども、この分につきましては、調定額の変更によりますところの補正でございます。

5ページをお願いします。

歳出、款の2. 項の1. 目の1の後期高齢者医療広域連合納付金なんですけれども、これにつきましては、補正額の553千円というものが収入でありますところの保険料等の収入分の納付金の補正でございます。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

次に、議案第22号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計予算の補足説明をします。

3枚目、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入、款の1. 国民健康保険税、金額184,433千円。

款の2. 一部負担金、金額1千円。

款の3. 使用料及び手数料、金額51千円。

款の4. 国庫支出金、金額202,989千円。

款の5. 療養給付費交付金、金額53,596千円。

款の6. 前期高齢者交付金、金額245,363千円。

款の7. 県支出金、金額53,017千円。

款の8. 共同事業交付金、金額129,859千円。

款の9. 財産収入、金額1千円。

3ページをお願いします。

款の10. 繰入金、金額34,281千円。

款の11. 繰越金、金額40,001千円。

款の12. 諸収入、金額2,006千円。

歳入合計、945,598千円。

4ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、金額3,893千円。

款の2. 保険給付費、金額647,152千円。

款の3. 後期高齢者支援金等、金額96,697千円。

款の4. 前期高齢者納付金等、金額120千円。

款の5. 老人保健拠出金、金額7千円。

款の6. 介護納付金、金額40,878千円。

款の7. 共同事業拠出金、金額129,863千円。

款の8. 保健事業費、金額8,034千円。

裏面5ページをお願いします。

款の9. 基金積立金、金額1千円。

款の10. 公債費、金額10千円。

款の11. 諸支出金、金額1,204千円。

款の12. 予備費、金額17,739千円。

歳出合計、945,598千円となっております。

歳入歳出対前年度当初比較としまして、4.8%の伸びとなっております。

主な要因といたしましては、保険給付費の伸びによるものが主な要因となっております。

次に、説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、3ページをお願いします。

歳入で、款の1. 項の1の国民健康保険税の一般被保険者分と退職被保険者分なんですけれども、この分につきましては、平成24年1月時点での調定額をもとに算出しております。

裏面4ページをお願いします。

款の4. 国庫支出金の項の1. 国庫負担金の療養給付費等負担金の現年度分なんですけれども、141,752千円というのは、定率国庫負担分の32%の負担分でございます。

次ページ、5ページをお願いします。

款の4. 国庫支出金の目の1の財政調整交付金につきましては、療養給付費や後期高齢者の支援金等に充当する普通調整交付金43,616千円、それから、特別調整交付金の10,000千円でございます。

款の5. 項の1の目の1の療養給付費交付金につきましても、療養給付費や高額療養費に充当する分の退職者分での交付金でございます。

款の6. 前期高齢者交付金につきましても、高額療養費や療養給付費に充当するものでございます。

款の7. 県支出金、項の1の県補助金の節の2の県調整交付金につきましては、医療費や後期高齢者の支援金等の9%の一種交付金43,616千円と、医療費適正化や人間ドック等の保健事業に充当する二種交付金1,791千円でございます。

7ページをお願いします。

款の8. 項の1の共同事業交付金、節の1の高額医療費共同事業交付金、23,265千円につきましては、レセプト1件当たり800千円を超える部分の医療費を対象として交付される高額医療費の共同事業交付金でございます。

目の2. 節の1の保険財政共同安定化事業交付金106,594千円につきましては、保険料の

平準化、保険財政の安定化を図るためのレセプト1件当たりの300千円を超える医療費の対象として交付される部分でございます。

8ページをお願いします。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1の一般会計繰入金の34,280千円につきましては、右のほうの説明のほうについとるんですけども、保険基盤安定繰入金、あるいは出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金、の事務費の繰入金、それから乳幼児医療の国保医療費繰入金などがございます。

13ページをお願いします。

歳出で、款の2の保険給付費、項の1の療養諸費の一般被保険者療養給付費なんですけれども、492,000千円につきましては、月平均で41,000千円の月平均で12カ月分を積算しましたところの給付費でございます。

目の2. 退職被保険者等療養給付費、これにつきましては、月平均の4,700千円で積算しましたところの給付費でございます。

款の2の一般被保険者高額療養費につきましては、月平均の6,000千円で積算しました給付費でございます。

16ページをお願いします。

款の3. 後期高齢者支援金等の節の19の負担金、補助及び交付金の96,689千円につきましては、国民健康保険税の一部や療養給付費負担金等を財源として、後期高齢者医療制度に対する支援金でございます。

17ページをお願いします。

款の6. 介護納付金、項の1. 介護納付金、節の19の負担金、補助及び交付金の40,878千円につきましては、後期高齢者の支援金と同様の財源を介護納付金として納付するものがございます。

18ページをお願いします。

款の7の共同事業拠出金の節の19. 負担金、補助及び交付金、23,266千円につきましては、レセプト1件当たり800千円を超える医療費を対象として、市町村が拠出する高額療養費の共同事業の医療費拠出金でございます。

目の2の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、レセプト1件当たり300千円を超える医療費を対象として、保険財政安定化事業に拠出する市町村が拠出する拠出金でございます。

次に、議案第23号をお願いします。平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をします。

3枚目、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入、款の1. 後期高齢者医療保険料、金額69,996千円。

款の2. 使用料及び手数料、金額2千円。

款の3. 繰入金、金額18,815千円。

款の4. 繰越金、金額1千円。

款の5. 諸収入、金額366千円。

歳入合計、89,180千円。

裏面3ページをお願いします。

歳出、款の1. 総務費、金額436千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、金額88,280千円。

款の3. 保健事業費、金額332千円。

款の4. 諸支出金、金額32千円。

款の5. 予備費、金額100千円。

歳出合計、89,180千円となっております。

歳入歳出対前年度当初の比較としましては、9.2%の伸びとなっております。

主な要因といたしまして、保険料収入の増によりましたところの、それに伴う納付金の増が主な要因となっております。

次に、説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただいて、3ページをお願いします。

歳入で、款の1. 項の1の後期高齢者医療保険料につきまして、現年度分、51,828千円なんですけれども、それから普通徴収の分の18,163千円につきましては、現在の調定額による金額でございます。

款の3. 繰入金、項の2の一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金、17,893千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策等に対し、財政基盤の安定を図るための保険基盤安定繰入金でございます。

7ページをお願いします。

歳出で、款の2. 項の1. 目の1の後期高齢者医療広域連合納付金の19の負担金、補助及び交付金の88,280千円につきましては、歳入で計上しておりますところの保険料を納付するものでございます。

長くなりましたけれども、以上で議案第8号、第9号、第18号、第19号、第22号、第23号の議案の補足説明を終わります。御審議くださるようよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。補足説明の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに補足説明を求めます。

○教育課長（小野清人君）

おはようございます。それでは、議案第7号につきまして補足説明を申し上げます。

この議案につきましては、教育振興基金条例の改正でございます。

現在、7,700千円の基金から1,200千円を取り崩し、200千円については寄附者が小・中学校への図書購入費へ充ててくださいとの御意向でございましたので、そのように取り計らいをしております。

また、残り1,000千円につきましては、ふるさと学館の図書購入費として充当するものでございます。それぞれ平成24年度当初予算に組み込んでおります。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○税務課長（白濱博己君）

皆さんこんにちは。私のほうから議案第10号 上峰町税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、これは平成23年の法律第115号でございます。及び地方税法の一部を改正する法律、これは平成23年の法律第120号でございますが、それぞれ昨年、平成23年12月14日に公布をされたことに伴いますことによりまして、個人住民税及びたばこ税の一部変更並びに個人住民税の雑損控除等に係る震災、災害関連施設の追加が行われたことに伴いまして、ここに上峰町条例の一部を改正するものでございます。

主な改正につきましては、概略3点ほどございますが、まず第1に町のたばこ税の税率の値上げでございます。

2番目につきましては、退職所得の分離課税の10分の1の今まで特例がございましたが、その分の廃止でございます。

3番目に、東日本大震災関連での雑損控除の適用の対象が拡充されるというふうなことの

内容でございます。

それでは、お手元の新旧対照表をごらんいただきたいと思っておりますが、まず1ページの本則たばこ税の税率の第95条関係でございますが、この件につきましては、先ほど申しましたたばこ税の税率が平成25年4月1日以後に販売された製造たばこから1,000本当たり644円の計算になりますが引き上げられ、4,618円から5,262円になるものでございます。1箱当たりで換算いたしますと13円ほど値上げがありまして、今まで92円が105円となる計算でございます。

今回の措置につきましては、たばこの値上げからではなく、国税の法人税の実効税率が引き下げられたことに伴いまして、県と市町の法人住民税が若干軽減される一方で、課税ベースの拡大によりまして県の法人事業税が増税になるわけでございます。その県の増税になるために県が増税、市町が減収ということが発生するものでございまして、その県の持ち分を町に補てんするといった形で、たばこ税の税源移譲ということで御理解いただければ結構かというふうなことで考えております。

中ほどの町民税の分離課税に係る所得割の特例等、第9条関係でございますが、この件につきましては、平成25年から退職所得の分離課税に係る町民税の所得割につきまして10分の1に相当する金額を控除する措置が、先ほど申しましたように廃止されるものでございます。

来年からの退職者に支払われる退職金の課税につきまして10%の軽減がなくなり、満額の課税対象になるというふうなことでございます。わかりやすく言いますと、10%税額控除が廃止されるということでございます。

続いて、1ページ下段のたばこ税の特例、附則第16条の2関係でございますが、先ほど申しました第95条の製造たばこの税率変更に伴ったものでございまして、紙巻きたばこにつきましても、平成25年4月1日以後に販売されたものから1,000本当たり305円の引き上げがありまして、2,190円から2,495円になるものでございます。

1箱当たり換算しますと、約6円ほど上がりまして、今まで43円であったものが6円上がって49円となる計算でございます。

最後に、2ページから3ページにかけての分でございまして、東日本大震災に係る雑損控除の特例、第22条関係でございますが、いろいろ文言的には書いてありますが、わかりやすく申しますと、雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出、歳出につきまして、大規模な災害、その他やむを得ない事情がある場合に、災害のやんだ日から1年を超えて3年以内、3年以内に支出する費用につきましても申告をいただいで、雑損控除の特例が追加されることになりましたという内容でございますが、当上峰町につきましては、該当がないのではなかろうかというふうなことで考えておるところであります。

施行につきましては、公布の日からでございますが、附則第9条の退職所得関係が先ほど申しました25年の1月1日から、また第95条、それから附則の第16条の2のたばこ関係につ

きましては、平成25年4月1日からの施行となっております。

以上、補足説明をさせていただきました。どうか御審議の上承認して下さるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○住民課長（福島日出夫君）

皆様こんにちは。住民課のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、議案名でございますが、上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例と（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

議案何号。

○住民課長（福島日出夫君）続

議案第11号です。

まず、提案理由でございますが、一部階層で上峰町保育料徴収基準が国の保育単価を上回っているため、国の保育単価を限度に改めるものでございます。

それと、所得税、個人住民税の扶養控除については、平成22年の税改正において年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分の廃止が行われたために、この問題に対処するため、保育料徴収金については扶養控除の見直しの税額の変動を調整し、扶養控除の見直しに影響をできるだけなくすように行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。

左側が改正後、右が現行ということで、変わっている部分が階層の第4と第5について3歳児、それから4歳児と区分けをいたしております中で、第4階層の中の4歳児の場合が24,300円を限度といたします。また、5階層においても4歳児の部分については32千円の限度ということになっております。

内容といたしましては、以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私の補足説明に入る前に、議案第13号の新旧対照表の差しかえにつきましては、まことに申しわけなく思っておりますのでございます。今後このようなことがないよう、お手数をとらせたことについて、前もっておわび申し上げたいと思ひます。

それでは、私のほうからは議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第20号、議案第25号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第12号でございます。

これにつきましては、佐賀県公有水面管理条例の廃止に伴うところでの上峰町公有水面使用料に関する条例の廃止ということになっております。

本町におきましては、国管理の公有水面を平成13年から16年につきまして、法定外公共物ということで町に移管をしているところでございます。

それに伴い、県におきましても佐賀県公有水面管理条例を廃止いたしましたので、それに伴い、今回上峰町公有水面使用料に関する条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第13号でございます。

これにつきましては、先ほどの議案第12号の上峰町公有水面使用料に関する条例の廃止に伴う改正でございます。

これにつきましては、次のページの新旧対照表をお願いいたします。新旧対照表の1ページでございます。

まず、第4条及び第6条の中の「上峰町長」の「上峰」を削除いたします。これは、同条例内の中に「上峰町長」と「町長」という文言がありますので、これを「町長」ということで統一するものでございます。

続きまして、第13条、2ページをお願いいたします。

2ページの第13条の3項の中に、現行におきましては上から7行目に広く一般に告げる「広告に」なっておりますけれども、これを改正後といたしまして、同じく上から7行目のところに公の「公告」に改めるものでございます。

続きまして、第15条です。

第15条の第1項中につきまして、先ほど議案第12号 上峰町公有水面使用料に関する条例を廃止する条例に伴い、現行におきまして「上峰町公有水面使用料に関する条例（昭和38年上峰町条例第5号）別表」を削除するものでございます。これに伴い、法定外公共物の占用料の徴収につきましては、上峰町道路占用料徴収条例及び規則により行っていくものであります。

また、同ページの下の方、改正後の第3項に占用料の計算方法といたしまして、同条の3項ということで新設しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第16条関係でございます。占用料の減免に土地改良区を加えております。これにつきましては、県営かん排事業等により事業が完了し、管理が地元土地改良区のほうに移管することに伴い、占用料がかからないよう受益者の負担を軽減するものでございます。

また、同じページの第19条、罰則につきましては、他の条例に合わせて罰則を過料ということに変えております。

議案第13号は以上でございます。

続きまして、議案第14号でございます。議案第14号 上峰町営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。

国の地域主権改革に伴い、昨年、いわゆる第1次一括法が公布されております。これについては、公営住宅法関係も改正がありまして、施行日につきましては、平成24年4月1日となっております。

今回、町営住宅関係の主な改正内容につきましては、入居者の資格についてであります。公営住宅法施行令第6条、入居収入基準並びに障害がある方や60歳以上の方、小学校就学前の子供らがおられる方など、裁量階層の対象として基準を政令で規定する範囲において、各自治体の条例に明記するということになっております。

それでは、条例の新旧対照表をお願いいたします。

上峰町住宅管理条例一部を改正する条例の新旧対照表で、第5条関係でございます。

第5条関係におきまして、現行では第5条第1項中に現行の右側を見てもらうとわかりますように、令第6条第1項、同2号イの令第6条第4項及び令第6条第5項第1号に規定する金額、また同2号ロの令第6条第5項第2号に規定する金額、同2号ハの令第6条第5項第5号に規定する金額のように、公営住宅法の施行令の基準を今まで明記いたしております。ただ、これが改正後になりますと、先ほど言いましたとおり、条例の中にその入居者の収入基準を規定するということになりますので、一般世帯では改正後に書いてありますとおり、月額収入基準を158千円とする。先ほどの裁量世帯におきましては214千円で行う。これは、法改正前の現行額と同額でございます。ただ、先ほども言いましたとおり、今までは法の第何条という明記でよかったんですけれども、それを具体的な金額を町の条例の中にも明記しなければいけないということで、今回改正するものでございます。

続きまして、次の資料といたしまして、上峰町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、これも先ほどの同条例の施行規則の新旧対照表に掲げておりますように、改正後の第2条ですけれども、先ほど言った裁量世帯の要件等を具体的に明記しなければなりませんので、今回、規則の中に明記しているところでございます。

以上のように、公営住宅の改正に伴い条例、委任されたものを町条例と施行規則において今回規定するものでございます。

続きまして、議案第16号でございます。町道路線の認定です。

路線番号8258、路線名、上坊所つばきの里線、起点、上峰町大字坊所字檜寺572-1番地先、終点、上峰町大字坊所字檜寺572-20番地先。

延長といたしまして、別紙図面に掲げておりますとおり156.54メートル、幅員は6メートルでございます。

これは、県の開発許可道路でありまして、都市計画法の第32条により、まず協議をなされ、

これは新たに設置される公共施設の管理並びに用地の帰属の協議ということで、開発後の許可等については町のほうで管理を行うという協議であります。その協議をもとに、都市計画法の第39条の開発行為等により、設置された公共施設の管理を市町村がすることとなっております。

また、関係区長とも協議済みの路線でありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第20号でございます。平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第4号）でございます。

2ページをお願いいたします。

2ページの歳入歳出予算補正といたしまして、歳入の部でございます。

款の1の分担金及び負担金、項の1の分担金、補正額が4,879千円、計の5,160千円。

款の財産収入、財産運用収入、補正額22千円、計の23千円。

款の7の諸収入、項の2の雑入、補正額60千円、計の61千円。

歳入合計といたしまして、補正額が4,961千円、計の557,709千円でございます。

続きまして、下のほう3ページをお願いいたします。

歳出のほうです。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、補正額5,302千円、計の172,409千円。

款の2の事業費、項の1の事業費、補正額減の341千円、計の38,475千円。

款の3の公債費、項の1の公債費、補正額ゼロ、計346,705千円。

歳出合計といたしまして、補正額4,961千円、計の557,709千円でございます。

続きまして、平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）に関する説明書のほうでございます。

説明書の3ページをお願いいたします。

説明書の3ページ、2の歳入でございます。

款の1の分担金及び負担金、項の1の分担金、目の分担金でございます。この分担金につきましては、新規加入の分担金の4,879千円でございます。ちなみに、住宅の新規加入といたしまして20件、共同住宅1棟の分でございます。この新規加入金につきましては、減債基金の積み立てと公債費へ充てております。

款の4の財産収入、項の1の財産運用収入、目の1の利子及び配当金、これにつきましては、農業集落排水事業の減債基金の利子でございます。

続きまして、款の7の諸収入、項の2の雑入、目の1の雑入でございます。これにつきましては、農業集落排水施設の使用の協力金といたしまして、平成21年に金銭債権の消滅時効により不納欠損をしております。ただ、この受益者分担金の不納欠損につきましては、今後、宅内の下水のつなぎ込みをされるときに、残りの分担金等につきましては協力金ということでうちのほうをお願いして、そういう方々に協力金ということでお金を、分担金を入れても

らうものでございます。これは、切通処理区で1件不納欠損をされた方が、対象の方がつなぎ込みをされましたので、町においては協力してくださいということで、今回、分担金の残りの60千円を協力してもらったわけでございます。

続きまして、次のページの4ページ、歳出でございます。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費でございます。節の11の需要費の修繕料の2,300千円でございますけれども、これにつきましては、今現在、坊所処理場の原水ポンプが1基とまっております。今現在は、すべて処理場の中のポンプ系統につきましては、予備ポンプとして2基で動いておりますので、今現在は、その予備ポンプを使って処理場を動かしているところでございます。これにつきましても、早急な修繕が必要ですので、今回補正としてお願いするものでございます。

続きまして、12の役務費の減の342千円ですけれども、これにつきましては、当初事業所につきましての水質検査をする目的であります。当初、年四半期ごとの4回ということで計画しておりましたけれども、管理会社とも協議の中で、年2回ということで、状況を見ながら年2回をするということで決まりましたので、残りの2回分については今回減額するものでございます。

目の2の減債基金費でございます。節の25の積立金、農業集落排水事業減債基金積立金でございますけれども、これにつきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり新規加入金を今回積み立てるものでございます。

次に、款の2の事業費でございます。項の1の事業費、目の事業費でございます。節の12の役務費の160千円、坊所処理施設建築確認等申請手数料の160千円でございますけれども、これにつきましては、建築基準法の第51条の申請手数料でございます。これは、坊所処理場の機能強化に伴う計画人口が、当初2,860人から今回4,270人に増加するものでございまして、計画人口が3,000人以上を超えると、汚水処理施設については都市計画において、その敷地の位置を決定しなければなりません。その県への申請の手数料ですけれども、今回、3月までにそのような申請を行って、許可がおりないと次の来年度の今度は坊所処理場に伴う建築確認の申請が受けられないということですので、これにつきましても、3月までに許可をもらうために今回補正するものでございます。

続きまして、5ページの款の2の事業費、項の1の事業費でございます。委託料の低コスト型農業集落排水施設更新支援事業最適整備構想計画策定業務491千円の減、これにつきましては、入札残の減でございます。

以上をもちまして、上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第25号でございます。平成24年度上峰町農業集落排水特別会計予算書でございます。

2 ページをお願いいたします。

2 ページの歳入歳出予算、歳入でございます。

款の1の分担金及び負担金、項の1の分担金281千円。

使用料及び手数料、項の使用料127,500千円。

款の3の県支出金、項の県補助金153,475千円。

款の4の財産収入、項の1の財産運用収入1千円。

款の5の繰入金、項の1の繰入金、293,534千円。

款の6の繰越金、項の1の繰越金1千円。

款の7の諸収入、項の1の預金利子1千円、雑入1千円、合わせて2千円でございます。

款の8の町債、項の1の町債251,900千円でございます。

歳入合計826,694千円でございます。

続きまして、3 ページの歳出でございます。

款の1の総務費、項の1の総務管理費166,266千円。

款の1の事業費、項の1の事業費304,055千円。

款の1の公債費、項の1の公債費355,873千円。

款の1の予備費、項の1の予備費500千円でございます。

歳出合計といたしまして826,694千円でございます。

続きまして、次の4 ページをお願いいたします。

地方債でございます。

起債の目的といたしまして下水道事業農業集落排水事業、限度額といたしまして135,900千円でございます。年利率4%以内ということで進めてまいりたいと思います。

同じく、資本費平準化債につきまして、限度額といたしまして116,000千円、起債方法、利率、償還方法につきましては、上の事業債と同じでございます。

続きまして、上峰町農業集落排水特別会計予算書に関する説明書の3 ページをお願いいたします。

歳入のほうです。

款の1の分担金及び負担金、項の1の分担金、目の1の分担金です。

受益者分担金の280千円、受益者分担金、新規加入金分の1千円、予算を上げております。

款の2の使用料及び手数料、項の1の使用料、目の1の使用料、現年度使用料といたしまして126,000千円、過年度分の使用料といたしまして1,500千円計上させていただいております。

続きまして、款の3の県支出金、項の1の県補助金、目の1の県補助金、節の1の地域整備交付金、これにつきましては、坊所処理区の機能強化事業の補助金でございます。現年度事業の50%が補助として来ます。

また、節の3の県交付金、これにつきましては、同じく機能強化事業の前年度事業の7.5%を県のほうから交付金として来るものでございます。金額といたしましては、2,475千円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

款の4の財産収入、項の1の財産運用収入、目の1の利子及び配当金、これにつきましては、減債基金の利子でございます。

続きまして、款の5の繰入金、項の1の繰入金、目の1の一般会計繰入金、節の一般会計繰入金につきましては、260,504千円計上しております。

同じく目の2の農業集落排水事業減債基金繰入金、節の1の農業集落排水事業減債基金繰入金でございます。これにつきましては、平成14年、15年、16年度の減債基金の繰り入れということで、今回33,030千円計上しております。

続きまして、款の6の繰越金でございます。

項の1の繰越金、目の1の繰越金、これは農業集落排水事業の繰越金ということで1千円計上しております。

款の7の諸収入、項の1の預金利子、目の預金利子、節の預金利子として1千円計上しております。

款の7の諸収入、2の雑入、目の雑入、これも同じく1千円計上しております。

款の8の町債、項の1の町債、目の下水道事業債、節の1の下水道事業債として135,900千円、節の3の資本費平準化債といたしまして116,000千円計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出の部です。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費でございます。節の需要費といたしまして12,697千円、同じく節の12. 役務費といたしまして1,497千円、節の13. 委託料112,850千円でございます。この中につきましては、平成23年度より行っております7処理区の維持管理の一括契約ということで、2年目を迎えているところでございます。それにつきましては、7ページの上から5行目のところに、その維持管理分として108,121千円計上しております。

同じく節の14の使用料及び賃借料146千円でございます。

16の原材料費100千円、19の負担金、補助金及び交付金として60千円。

23の償還金、利子及び割引料として50千円。

同じく27の公課費を100千円。

続きまして、次の8ページでございます。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目として減債基金費として先ほどの積立金を計上しております。

款の2の事業費、項の1の事業費でございます。目の事業費。今年度につきましては、機能強化の工事ということで、今回事業費の中に組みさせていただいております。

節の12の役務費118千円、これにつきましては、建築確認、浄化槽の設置届け等の手数料でございます。

節の13の委託料7,500千円、これにつきましては、坊所地区の先ほどから言いました工事に伴う設計及び監理委託料でございます。

節の15の工事請負費296,000千円、これにつきましては、坊所地区処理施設機能強化工事ということで計上しております。

節の19の負担金、補助及び交付金として437千円でございます。

続きまして9ページ、款の3の公債費、項の1の公債費、目の1の元金、節の23. 償還金、利子及び割引料として、償還元金として263,928千円でございます。

同じく目の2の利子でございます。償還利子といたしまして91,845千円、一借利子として100千円計上しております。

最後に、款の4の予備費、項の1の予備費として500千円計上しております。

また、今年度におきましては、先ほど申し上げましたとおり7処理区の一括契約の2年目でございます。そういうことで、今年度、24年度の予算書の中身につきましては、先ほどの一般管理費の合計127,500千円につきましては、歳入の使用料の同じく127,500千円で賄うというような予算を今回立てているところでございます。

私のほうからは以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

議案第11号につきまして、先般、住民課長より新旧対照表を用いたところで補足説明をいたしました。少し言い足りない点がございましたので、私のほうから補足をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議案第11号及び新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表は表、裏になっておりまして、1ページ目は説明してはいたしましたが、2ページ目、裏面をごらんいただきたいと思っております。

裏面の表のところでございますが、第6階層、第7階層、第8階層におきましても3歳児及び4歳児以上について保育単価限度ということで挿入をさせていただいております。

現行は保育単価限度というのは入っておりませんが、今回、改正後については、そういうことで第6階層、第7階層、第8階層につきましても3歳児及び4歳児以上につきまして、そのような措置をとらせていただいております。

なお、表の下の備考のところでございますが、左側のほうを見ていただきますと、アンダ

ーラインをしております。及び平成23年7月15日雇児発0715第1号云々ということでアンダーラインをしておりますが、この件につきましては、児童手当にかわる子ども手当の創設、それに高校生の授業料の無償化に伴いまして、16歳未満の扶養控除の廃止及び16歳から18歳までの特定扶養控除が廃止されております。それに伴いまして、税額の廃止に伴って所得税及び住民税が高くなります。その措置を、その影響を緩和すると、そういった意味で、先ほど住民課長申し上げましたが、軽減する措置として、このアンダーラインの部分でそういった軽減を図ると、そういったところで、この部分、備考の1号のところのアンダーライン分を挿入されていると、そういったところで御理解のほどお願いしたいと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

お諮りをいたします。補足説明の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。が、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

それでは、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで私のほうから一言お伝えをしたいと思います。今の時期、御案内のとおり、風邪、そしてインフルエンザが大変流行をしております。それぞれ議員さんの中、職員さんの中にもお風邪を召した方もいらっしゃるかと思いますので、今議会、本会議場でもマスクの使用を許可いたしますので、もし必要な方はしていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、補足説明を継続いたします。

ほかに補足説明を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。私のほうからは議案第17号、議案第21号並びに議案第24号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第17号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第4号）でございます。

補正額23,650千円ということで、補正前に比べまして、総額が0.7%増というふうになっております。

それでは、予算書をごらんいただきたいというふうに思います。予算書2枚めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算補正というページが2ページでございます。まず、歳入の部でございます。款、それから補正額、次に計ということで、左側のほうから順次右のほうに読み上げてまいりますので、よろしく願いをいたします。

款の1. 町税、補正額66,683千円、計1,314,034千円。

款の3. 利子割交付金、補正額△1,422千円、計2,578千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額△607千円、計89,393千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額△1,911千円、計5,389千円。

款の8. 地方特例交付金、補正額△の4,481千円、計の12,644千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額4,992千円、計61,573千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額△の743千円、計65,895千円。

款の13. 国庫支出金、補正額19,890千円、計336,195千円。

3ページに参ります。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額475千円、計5,775千円。

款の15. 県支出金、補正額△11,592千円、計218,174千円。

款の16. 財産収入、補正額38千円、計1,705千円。

款の17. 寄附金、補正額162千円、計の663千円。

款の18. 繰入金、補正額△の69,824千円、計の1,159千円。

款の20. 諸収入、補正額21,990千円、計の79,269千円。

歳入合計23,650千円、計の3,498,589千円。

続きまして、1枚めくっていただきまして4ページ、5ページでございます。歳出の部。

款の1. 議会費、補正額△1,266千円、計81,269千円。

款の2. 総務費、補正額57,123千円、計546,951千円。

款の3. 民生費、補正額△15,081千円、計の919,041千円。

款の4. 衛生費、補正額△451千円、計528,882千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△の2,405千円、計の331,054千円。

款の8. 土木費、補正額△の2,939千円、計87,420千円。

5ページでございます。

款の9. 消防費、補正額△の278千円、計153,032千円。

款の10. 教育費、補正額△の11,053千円、計300,730千円ちょうどでございます。

歳出合計、補正額23,650千円、計3,498,589千円というふうになっております。

それでは、次の補正予算（第4号）に関する説明書の中から、主なものを御説明してまいりたいと思います。説明書の右下のページの3ページをお願いいたします。3ページ、2の歳入の部でございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の2. 法人、節の1. 現年課税51,477千円となっております。これにつきましては、町内企業の業績から見て、見込みよりも増収というふうになりますので、追加するものでございます。なお、補正後の現年課税額は143,643千円でございます。

すぐ下の同じ町税の項の2. 固定資産税、目の1. 固定資産税、節の2. 滞納繰越6,501千円でございます。こちらは徴収実績により追加するものでございます。こちらの補正後の滞納繰越額は14,501千円となっております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページの一番上、同じ町税の項の4. たばこ税でございます。目の1. たばこ税、節の1. 現年課税10,117千円。こちらは収入見込みの再計算というものを行いまして、追加するものでございます。

続きまして、下の5ページでございます。

5ページの款の8. 地方特例交付金、項の1. 地方特例交付金、目の1. 地方特例交付金、節の1. 地方特例交付金、△の4,481千円。このうち右側の説明の児童手当及び子ども手当特例交付金、△の5,814千円というものでございます。これにつきましては、児童手当及び子ども手当特例交付金の実績というものに合わせまして減額するものでございます。

すぐ下の款の11. 分担金及び負担金、項の2. 負担金、目の1. 民生費負担金、節の1. 児童福祉費負担金、金額4,992千円。これにつきましては、説明で書いております保育所入所負担金ということでございます。この保育所入所の負担金につきましては、保護者から徴収するいわゆる保育料ということでございますが、当初見込んでおりましたものよりも増収ということになってまいっておりますので、追加するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページの表の一番下、款の13. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 民生費国庫負担金、節の4. 保育所運営費国庫負担金、△の11,461千円というものでございます。この国庫負担金につきましては、収入であります、先ほど申し上げました保育料の増加及び、後で支出で出てまいりますけれども、支出であります保育所運営費の減というものなどによりまして、国庫負担金の対象額が少なくなったということによるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページの真ん中の表、款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の6. 特定防衛施設周辺整備調整交付金、節の1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金34,471千円というものでございます。これにつきましては、福岡防衛施設庁のほうから交付の決定というものをいただきましたので、今回、計上をいたしております。

続きまして、8ページ、真ん中の表をお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の2. 保育所運営費負

担金、△の5,730千円。これは先ほど国庫負担金のところで申し上げております、同じ理由によりまして減額するものでございます。

続きまして、10ページをお開きをお願いいたします。

10ページの一番下の表、繰入金でございます。款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金、△の70,263千円ということで今回減額しておりますが、これにつきましては、この基金の取り崩しという必要が幸いにもございませんでしたので、3月補正でその取り崩す予定というものをしなくてよかったというような意味で、取り崩し額全額を減額いたしております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページ、諸収入、それから項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費、△の6,000千円。これにつきましては、予定しておりました受託事業というものが調査の結果、必要なくなったということで、全額を減額するものでございます。また、予定しておりました受託事業に必要な経費といえますか、支出予算も全額を減額いたしております。

続きまして、すぐ下の表の同じ諸収入の項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入、この中で上のほうから6行目、前年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金精算金というものが、8,794千円、それからちょっと飛びますが、下の13ページの表の一番上に同じ鳥栖・三養基西部環境施設組合派遣職員負担金6,345千円でございます。先ほどの前年度部分の精算金及び後で派遣職員負担金と申し上げますのは、うちのほうから職員を出しておりますので、その人件費相当額を組合からいただくということで、今回、組合のほうから連絡をいただいておりますので、計上をいたしております。

12ページに戻っていただきまして、先ほどの雑入の説明の中で、上から8行目に、市町村振興宝くじ収益金配分金10,501千円というものがございます。こちらにつきましては、県からの配分の通知によりまして、今回、計上をいたしております。

それでは、今度は3の歳出のほうに参ります。16ページをお願いいたします。

16ページ、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の8. 財政調整基金費、節の25. 積立金64,873千円。これにつきましては基金への積み立てを追加するというものでございますが、この追加額の中に次年度、平成24年度につきまして、子ども手当の国庫負担金の返還金というものも含んだ上で一時的に積み立てるということにいたしておりますので、この64,000千円のうち23,000千円は子ども手当の関連で、24年度中には返還をするお金が入っておるということを説明をいたしておきます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページ、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の3. 老人福祉費、節の25. 積立金34,471千円、通学福祉バス運営基金積立金でございます。これにつきましては、条例案のと

きに岡課長のほうからも説明をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、新たに特定防衛施設に目達原飛行場が、それから特定防衛施設関連市町村に我が町が平成23年10月21日に指定をされております。今回に限りまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の通知というものが、平成23年11月8日という会計年度で申し上げますと、後半ですね、第三・四半期に交付の通知がされたということに伴いまして、この平成23年度交付金につきましては、全額を通学福祉バス運営基金に積み立てまして、後年度のバス運営の資金としたということで予定をいたしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

20ページ、上のほうですが、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の20. 扶助費、△の15,500千円ちょうどでございます。これにつきましては、お預かりする子供さんたちが入所いたします保育所の定数、それから入所されます子供さんたちの年齢、そういうものによりまして、運営費の額といいますか、支弁額が決定をしております。そういう兼ね合いで現実にはその支弁額が減少いたしておりますので、実績に基づきまして減額をいたすものでございます。

続きまして、すぐ下の同じ款の3、項の2でございますが、目の2. 児童措置費、節の20. 扶助費、△の21,812千円、子ども手当というものでございます。これにつきましては、手当の支給実績によりまして減額するものでございます。

以上で議案第17号につきまして、補足説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算でございます。

総額3,430,000千円ということで、前年度当初に比べまして、4.2%増となっております。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、第1表歳入歳出予算でございます。2ページでございます。歳入の部でございますが、款と、それから金額を左から右のほうに款のところだけを読み上げてまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

町税、金額が1,245,373千円。

款の2. 地方譲与税、金額が34,568千円。

款の3. 利子割交付金、金額が2,537千円。

款の4. 配当割市町村交付金、金額が1,300千円ちょうど。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金、金額が450千円ちょうど。

続きまして、款の6. 地方消費税交付金、金額が90,000千円ちょうどとなっております。

款の7. 自動車取得税交付金、金額が4,218千円。

款の8. 地方特例交付金、金額が9,269千円。

続きまして、3ページでございます。

款の9. 地方交付税、金額が887,243千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金、金額が1,400千円。

款の11. 分担金及び負担金、金額が65,237千円。

款の12. 使用料及び手数料、金額が65,432千円。

款の13. 国庫支出金、金額が294,705千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、金額が5,775千円。

款の15. 県支出金、金額が271,571千円。

款の16. 財産収入、金額が7千円となっております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の続きでございますが、款の17. 寄附金、金額が431千円。

款の18. 繰入金、金額が132,600千円ちょうど。

款の19. 繰越金、金額が50,000千円ちょうど。

款の20. 諸収入、金額が43,889千円。

款の21. 町債、金額が224,912千円。

歳入合計、金額が3,430,917千円でございます。

続きまして、5ページのほう、歳出の部でございます。

歳出の部、款の1. 議会費、金額が80,446千円。

款の2. 総務費、金額が379,399千円。

款の3. 民生費、金額が914,986千円。

款の4. 衛生費、金額が539,572千円。

款の6. 農林水産行費、金額390,761千円。

款の7. 商工費、金額が18,539千円でございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の続きでございますが、款の8. 土木費、金額が114,229千円。

款の9. 消防費、金額が161,362千円。

款の10. 教育費、金額が307,271千円。

款の11. 災害復旧費、金額が20千円。

款の12. 公債費、金額が514,256千円。

続きまして、7ページでございます。

款の14. 予備費、金額が10,076千円。

歳出合計3,430,917千円でございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

第2表債務負担行為。事項といたしまして、戸籍電算化事業。期間といたしまして、平成24年度から平成26年度。限度額は59,115千円でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第3表地方債。地方債の起債の目的では、臨時財政対策債、限度額は224,912千円。起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行。利率は年利4%以内ということで、臨時財政対策債を地方債として設定をいたしております。

議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算につきましては、以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。

最後になりますが、議案第24号 平成24年度上峰町土地取得特別会計予算でございます。

これにつきましては、前年度当初と同額ということでございます。それでは、予算書のほうで御説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、2ページ、第1表歳入歳出予算。歳入の部でございます。

款の1. 財産収入、金額11千円。

款の2. 繰入金、金額1千円。

款の3. 繰越金、金額1千円。

款の4. 諸収入、金額1千円。

歳入合計、金額14千円でございます。

続きまして、3ページ、歳出の部でございます。

款の1. 土木費、金額13千円。

款の2. 予備費、金額が1千円。

歳出合計が14千円ということになっております。

以上をもちまして、議案第17号、議案第21号、議案第24号につきましての補足説明とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、以上で補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第9号

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案審議。

議案第9号 上峰町通学福祉バス運営基金条例、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（吉富 隆君）

いろいろと御説明をいただきましたけれども、若干わかりづらい点がございますので、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

この9号議案につきましては、防衛施設の特例の交付金が34,000千円ほど入ってくるようになっておりますが、これを福祉バスに全額入れるという条例をつくるということで、まず理解してよろしゅうございますか。

○企画課長（北島 徹君）

質問にお答えします。

今お尋ねの件でございますけれども、条例の中にもうたっておりますけれども、その積み立てる額につきましては、予算のほうに計上をいたしまして、積み立てたいということに考えておまして、実際には平成23年度に（発言する者あり）ちょっと慌てまして申しわけございません。最初から、済みません、よろしくお願ひします。

まず、23年度に決定をいただきました34,417千円（50ページで訂正）、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、年度の後半の決定ということで、全額を有効に使うためということで、全額を積み立てるということにいたしておりますけれども、平成24年度以降につきましては、各種のおくれている事業に使ひまして、どちらかといいますと、その調整機能分として、その余った分といいますか、全額有効に使うための調整機能として余った分あたりをこの基金のほうに積み立てているということで考えております。

なお、この基金につきましては、10年間で精算ということが局のほうからも言われておりますので、例えば、23,000千円、23年度積み立てた部分につきましても、その積み立て以降、10年間に完全に使い切れればいいということでお話をいただいておりますので、そういったことで考えております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

条例化をするということでよろしゅうございますかというお尋ねをしてございましたけれども、その件については御回答をいただけなかったように思いますが、まず、提案されているということは、条例化をするということで私は理解をしておりますが、まず今の説明を聞きますと、10年間で使えばいいということのようでございますが、非常に今までいろいろな目達原駐屯地に対しての町の苦情等々もあってまいりました。そういった中で、いわゆる防音装置の問題等々もドーナツ現象等につきましても、今まで議会と行政が一緒になって陳情した経緯もございます。そういった中で特別にこの施設が認められたということで、34,000千円強のお金 comes ということでございますので、これが1年限りのものではないであろうと私は思っております。そうしますと、条例化すると、とりあえずこの中に金を入れなきゃならないようになるのではないかと自分勝手に思っておりますが、そうしますと、条例は何のために条例つくらんばかいというと、年度末にこういったお金が来るようになったので、とりあえずつくらなきゃできない。それも10年間でということであれば、ほかの事業にどのような形で波及されるのかですね。三上地区等々においても、道路整備の請願も幾つも上が

っております。それも徐々に計画はされているやに私もお聞きをしておりますが、一向に表にはまだ出てきておりません。そういった防衛省から来る金であれば、あの地区が一番迷惑しているので、そういった方向性の計画はどのようになっておるんですか。これ10年間でしょう、で使いこなせばいいということなんですよ。条例化をしたということは、福祉バスにしか使われんでしょう。極端な話をすればですね。運用面については一般会計から繰り出しということもできるだろうけれども、そういったことがわかりづらいので、もう少し詳しく御答弁をいただければと思います。

○企画課長（北島 徹君）

まず、調整交付金ですね、簡単に交付金と申し上げさせていただきますが、交付金の積み立てにつきましては、先ほども申し上げましたように、一般会計予算に計上をいたしまして、それから、このバスの運営基金のほうに繰り入れるということにいたしております。ですので、今後いただく交付金全額を必ず基金のほうに繰り入れるというものではございません。

今回、改正になりまして、本町のほうが指定を受けたわけでございますが、同時に、環境整備法の一部改正というものがございまして、その中に政令で定める事業というものが、従来は施設が主体でございましたけれども、14条第2項というものが加えられまして、事業、いわゆるソフト事業というのものにもこの交付金の活用ができるということに今回からなっております。この第14条第2項の中の9号の中に、交通に関する事業と。そのソフト事業の中でコミュニティーバス等の運営費に関する助成というものがございまして、今回、23年度につきましては、先ほども申し上げましたように、時間的なものがございましたので、まずこちらのほうに条例をつくりまして、それから23年度分はまず繰り入れをしたいということでございます。

あわせまして、この条例のことでございますけれども、交付金の内示は23年11月8日にいただいております。いただいておりますけれども、その時点で交付申請の提出期限というものがございましたので、その2月17日までにはいろんな事業を検討しても、実際にはなかなか難しいだろうと、いろんな事業をやるにも、例えば、設計費が要るとか、いろんな調整が要るとかいうことでもございましたので、今回はこの基金条例及び施行規則を議会の皆様方に諮りまして、議決をいただいた後に、局のほうに正式にこの23年度分の交付金の申請というものをしたいということで考えておりますし、この申請には必ず議会のほうの議決後という条件がついておりますので、今回、提案をさせていただきます。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

なかなか説明が理解がしにくい点もございます。というのが、議会の議決の終了後と、こう御説明がございました。そうしますと、きょうこれ討論、採決までする必要ないと判断し

ていいんですか。期限があるからきょうやりよるわけでしょう。そのように私は説明を受けておりますが、議決後であるということであれば、きょう討論、採決する必要ないんですよ。そうでしょう。16日には終わる予定ですので、そのように私は解釈をいたしますけれども、議会は町長さんが招集しますもんね。議案書と一緒に来るわけですよ。そうすると、順番どおり議案は進めていくのが普通であって、やっぱり特例中の特例なんですよ、きょうやるのは。それなりの理由があってきょうやるわけですから、何も条例つくるのに、きょうせんばいけないのかなど。議決後でいいという防衛省からの指示があればね。そうでしょう、理由がなか限り、きょうできないんですよ。理由があるから、議長に相談されたんでしょう。一日も早くしたほうがいいということなんですよ。そんなに急ぐんやったら専決でも、議長さん、副議長さんと相談すればできることですよ。そういうふうになります。今までしよったけん、よかろうもんと、あいまいな考えでやってもろうたら、やっぱり困りますもんね。これも我々議会と行政の申し合わせ事項できょうやっているわけですから、別にやるのがやぶさかじゃございません。と私は思います。

今後については、そういったことのないようにお願いをしておきたいんですが、この34,000千円強のお金を条例化をして、とりあえず基金にしていくというのは理解しますよ。流利的に若干私は疑問を持つものですから、お尋ねをしているところです。

○企画課長（北島 徹君）

大変私の説明が不足しております、議員にはちょっと理解がしにくいというお話でございました。ちょっといろいろ向こうの話等ありましたので、どうして今回お願いしたかという結論だけ申し上げさせていただきます。（「それは理解しておるからいいよ」と呼ぶ者あり）

今、遅延理由書を出しておりますが、その遅延理由書の限界が3月9日でございます。3月9日までには本申請をしなければならなくなっております。何で3月9日かといいますと、局が交付申請を受け取ってから局のほうは必ず20日以内に交付決定をしなければならぬというふうになっておるそうでございます。ですから、それを逆算しまして、3月31日までに交付決定をいただくためには、今回お願いをしておるという次第でございますので、御理解を賜ればというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

今回のこの34,000千円につきましては、いわゆる交付決定の月日なり、もろもろの事情があっておくれてきたんじゃないかというふうに思います。そういう中で、今回については、基金条例を設置し、ここに当て込むと。今課長の話聞いておると、この34,000千円を

10年間で使い切るということをおっしゃってございましたけれども、例えば、このバス事業については、年間15,000千円ずつの繰り入れがあつておるといふふうに聞き及んでおりますので、それ相当からいけば、2年ちょっとぐらいで使い切るといふふうになるかと思ひます。この特例交付金につきましては、次年度以降については、課長の話では、いわゆる他事業の調整機能額として活用したいというふうでございますので、いわゆるソフト事業一辺倒じゃなしに、ハード事業にも活用ができるというふうになりますかね。これは済みません、補正予算で尋ねるべきかと思ひますけれども、いずれにしましても、私は交付申請が3月9日云々というんであれば、本日でやはり採決をすべきというふうには私と思ひます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

○企画課長（北島 徹君）

まず、10年間と申し上げましたものは、その10年間の中で積み立てた額を必ず10年間の間に使い切るといふことでございますので、今後、幾らかでもバスの基金のほうに積み立てたものにつきましては、10年後にはきっちり精算すると。その金額の充当額については、当然、積み立てた額によるというふうに思ひます。

なお、今後の問題ということもございましたけれども、こちらのほうとしては、別にソフト事業一辺倒というようなことは考へておりませんで、いろんな調整の中で、町民の方が一番希望されるもの、それから行政的にもこっちが優先じゃないかと、そういうものを検討して、今後もまいりたいというふうに考へております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

この条例の中の第5条ですけれども、町規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限りということでもありますけれども、町規則で定める事業はどういうものがあるかをお知らせください。それが1点。

それから、先ほど課長が説明した金額ですけども、課長は交付金は34,417千円とおっしゃいましたけれども、予算書を見ると、34,471千円になっておりますが、どちらが正しいか、それが1点。

それからもう1点、交付決定の件ですけども、今までの説明では、平成23年の1月8日に交付決定ということに聞き及んでいましたけれども、今の説明では、交付決定は平成24年3月31日ということの発言がありましたけれども、これはどっちが本当ですか。

以上です。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、第1点目の第5条の町規則で定める事業に要する経費に充てるという、その事業という部分での説明をします。お手元に配付しております通学福祉バス運営基金条例施行規則、この施行規則の第2条、基金の対象事業ということで、条例第5条に規定する町規則で定める事業（以下「対象事業」という。）は、次の表のとおりということで、対象事業の区分として、交通に関する事業。対象事業の名称が、通学福祉バス運営事業ということで、この通学福祉バスの運営事業に充てる場合ということの内容でございます。

以上です。

○企画課長（北島 徹君）

まず、交付金の金額でございますけれども、私が慌てて申し上げたみたいで間違っておりましたので、まず訂正をさせていただきたいと思います。

交付金の額につきましては、34,471千円ということで、先ほど申し上げました23年11月8日の日付で九州防衛局長のほうから交付の通知というものが参っております。それが1点でございます。

それから、交付決定の件でお尋ねでございましたけれども、先ほど申し上げました、今現在、私たちは内示ということで受け取っておりますが、この交付金の交付の通知というものが、23年の1月8日にまず公文書として参っております。それで、先ほども少し申し上げましたが、この交付の通知に対します申請書の提出期限というものが同時に明示をされておまして、それは24年の2月17日ですよということになっております。それで、そういう通知を受け取って以降、こちらのほうでメールの照会、電話確認、そういうものを11月14日以降繰り返しまして、23年の11月と24年の1月には、局のほうにもいろいろ御相談に行きまして、結果として交付金を全額、先ほども言いました、今回はソフト事業というものがあるから、それで利用するのであれば、議会の議決等、それに必要な部分の整備をして提出をしてくださいと。それには時間がちょっとございませんでしたので、先ほど言う遅延理由書というものを2月13日に提出をいたしております。この提出につきましては、先ほど申し上げましたように、向こうの交付決定が、申請書を正式に受け取ってから20日以内ということでございますので、逆算をいたしまして、当方といたしましては、3月9日まで何とか延ばしていただくようお願いいたしますということで、2月13日に遅延理由書を出しております。ですので、今回、3月の開会日当日に審議していただきまして、可決いただければ早急にその申請事務に入りたいというふうを考えておるところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

町の規則の件ですけども、ここに書いてありますけれども、そしたら、この基金というか、この金額については、この事業だけしか対象にならないということで、ほかのことは要するにできないということで解釈してよろしいですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

規則のほうでの第2条の対象事業、それから第3条、基金の対象経費ということで、その経費については、この第2条の通学福祉バスの運営事業の運営、維持に要する経費のみということになっております。ただし、車両の更新、バスの買いかえ等の更新は除くということになっておりますので、その運営、維持だけの経費に充てるということになります。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

先ほど同僚議員からも質問があっていたんですけども、ほかの事業もメジロ押しであるわけですね。それを考えますと、交付金が来るということで大騒ぎだったんですけども、何か気合抜けした感じじゃないかなと思うんだけど、どうですかね。ほかの事業はもう要するにこの三千数百万円の金額については、横から入る余地はないということでしょう。別の事業を入れるというわけにはいかないわけでしょう。入れるときにはまた条例を変更しないといけないという意味でしょう。お答えください。

○企画課長（北島 徹君）

この平成23年度の交付金につきましては、お話のとおりでございます。全額をバスで運用するという考えております。

○町長（武廣勇平君）

24年度以降のこの交付金のあり方につきましては、先ほど議員から御指摘もありました、三上地区等も、これは中山議員でしたでしょうか、ちょっと記憶が定かでないんですが、御指摘を受けながら、この間、三上地区の道路要望、請願もいただいております。24年の予算のほうで設計等を見ていく算段でございます。23年につきましては今し方、所管の課長申しましたように、バスの基金に充てさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

関連でございますが、もう1点だけお尋ねをさせていただきたいなと思います。

要するに、12月の定例会にさかのぼりますけれども、同僚議員からこの問題について質問があったようでございます。ひもつきなのかどうなのかという話がございましたけれども、一向に御答弁にはなっていないように思います。今、流れを聞きますと、バスの運営にだけしか使わないというような御答弁でございます。そうしますと、そこだけのひもつきのお金かなというふうに曲がったわけじゃございませんが、そういうふうにもとれるわけですよ。

それともう1点ですね、きょう討論、採決やるに当たって、私はこれに対してとやかく言っているわけじゃございません。あくまでも行政と議会の申し合わせ事項であって、きょうやっているわけですから、この3月9日のタイムリミットというのは、行政側の説明不足であったと私は解釈をします。当然、同僚議員からも意見が出ていたようでございますが、そういった意味を含めて私は質問したわけじゃございません。私は議会と行政がやはりお話し合いをされ、議長から我々はこういう説明であれば、私は何ら問題ないと思っておりますので、御理解をお願いしておきたいなと思います。

まず、これ1点、ひもつきなのかどうかということをごできれば御回答いただければと思います。

○企画課長（北島 徹君）

この交付金につきましては、施行令の中で定めがございまして、ソフト事業として11項目、それからハード事業として9項目ということで、その9項目と11項目の中で活用してくださいという一つのルールがございまして、ですから、その中でうちのほうが例えば、こういうことがしたいということをご申し上げまして、向こうと調整いたしまして、その際に実際にはいろいろ交付金を使うに当たっては、向こうの交付金を出す側のルールというものが存在するようございまして、ですので、それを調整しながら申請を実際にはするという運びになってまいります。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

はい、理解をいたしました。そういった幅の広い中でのひもつきの交付金であるというふうに理解しておけばよろしゅうございますですね。そのようなことで理解をいたしました。けれども、その中身の資料等をできればおいただきをできないかと。出せるものですか。もし出せないとあれば、いたし方ないんですけれども、そのひもつきになっている項目の資料をいただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

この特定防衛施設指定に伴う交付金の概要についての、これはインターネットにも掲載されていますが、中身についての概要をお伝えすることは、資料を提出させていただきたいと思っております。

また、繰り返しになりますが、これはバス基金、23年度はこうした形の基金を考えておりますが、先ほど申しましたように、バスのみに充てる、そうした条例ではございませんで、基金を設けるために必要な措置というふうに理解していただければと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第17号

○議長（大川隆城君）

日程第6. 議案第17号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第4号）、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（中山五雄君）

ちょっとお尋ねします。説明の欄の9ページの款の15. 県支出金、目の6の労働費県補助金、説明の欄の県緊急雇用創出基金事業費補助金、これは対象事業はどのようになっていますか。

○振興課長（江崎文男君）

平成23年度の緊急雇用創出基金事業ということで、中身について答弁いたします。

まずもって1番に、事業名といたしましては、町道環境整備事業、これは町道関係の伐採事業でございます。それと水環境保全対策事業、これにつきましては、主にみやき西部地区土地改良区内の水路等の伐採、水草等の除去等の事業でございます。

続きまして、学校給食安全・安心サポート事業、これにつきましては、教育委員会のほうの事業でございます。

続きまして、上峰町中央公園環境整備事業、これも教育委員会の事業で、中央公園の管理ということです。

続きまして、町税等収納強化対策事業、これにつきましては、税務課のほうの臨時職員に充てております。

続きまして、都市公園整備事業、これにつきましては、鎮西山の維持管理事業です。

続きまして、放課後児童健全育成事業、これにつきましては、教育委員会のほうの事業になります。

最後ですけれども、学校教育特別支援事業、これにつきましても、教育委員会のほうの事業です。

以上の事業が今回、23年度の対象事業としてやっておるところです。以上です。

○9番（中山五雄君）

これは10分の10の補助だったと思いますけれども、何で2,263千円の減になっているか、その中身の説明をお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

まずは変更対象事業の説明をいたします。

まず、町道環境整備事業、これは町道伐採の事業ですけれども、これにつきましては、1

つは入札残であります。

それと上峰町中央公園環境整備事業、これにつきましては、当初委託しておりました管理人が途中病気の休暇ということで、その間の分の減額ということになります。

それと、放課後児童健全育成事業、これにつきましては、冬休みのクラブの申し込みが少なく、開催日が減ったことによる減額でございます。

続きまして、学校教育特別支援事業、これにつきましては増額ですけれども、これにつきましては、当初、小学校、中学校の平日のみでおりましたけれども、中学校の夏休み期間中もということでのこの支援事業を追加されておりますので、その分の増額ということになります。

以上の4件が増減の対象事業でございます。

○9番（中山五雄君）

これは10分の10の補助ということで、これは減額にならないようなやり方がなかったもんかなと。これは入札減となっておりますけれども、これは入札減は何%の減になっておりますか。

○振興課長（江崎文男君）

ここにつきましては、入札減については、約80%以内だったと思います。それについては、再度、町道の伐採につきましては、残額について再度追加契約をやっています。そういう中で、うちのほうで事前検査をした中で対象にできない部分があったので、その対象できなかった、要するに補助の対象にならなかった分の約563千円ほどの減にしておるところでございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

対象にならなかったという理由をお聞かせください。

○振興課長（江崎文男君）

うちのほうで、工事関係の書類、特に今回、緊急整備、緊急雇用におきましては、人件費が主な対象事業でございます。そういう中で、実際、この事業に携わった人間の数が対象事業になってきますので、個々によっては4人さんの基金事業の対象人員ということで、うちのほうが出面帳及びその中身の調査をした中で、数日間、別の工事に携わった経緯等もございまして。そういう中で、その分につきましては、今回のこの対象から外しているところがございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

3 ページ、歳入の町税の目の 2 番の法人ですね。これが51,477千円追加になっていますけれども、この理由をお知らせいただきたいと思います。

次です。6 ページ、款の13. 国庫支出金、目の 1 の民生費国庫負担金、この保育所運営費負担金が11,461千円、国庫だけで減額になっているわけですね。これももちろん県費もあると思うんですけれども、少なくなった理由を具体的にお知らせください。

続きまして、10ページ、款の18. 繰入金、目の 1 の財政調整基金繰入金ですけども、70,263千円、繰り入れをする予定で予算を組んであったんですけども、これを全額減額補正で落としてありますけれども、落とさなくてよかった理由をお知らせください。使わなくてよかった理由。

続きまして、12ページ、款の20の諸収入、目の 2 の雑入ですけども、その中で、前年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金精算金8,794千円、これにつきましては、毎年こういうような精算があっているんじゃないかと思います。私もちょっと役場を離れた期間がありますので、その期間についてはよくわかりませんが、昨年もこれはあったように思います。何でこういうふうなシステムにせざるを得ないかをお知らせください。

続きまして、その 2 つ下、市町村振興宝くじ収益金配分金10,501千円、これにつきましては何か用途を決めてあるかどうか、お尋ねします。

○税務課長（白濱博己君）

お尋ねの法人関係でございます。年度当初は約92,166千円ほどの計上でございます。法人につきましては、町内約239ほどの法人がございます。9号法人から1号法人ということで、毎月毎月中間申告なり確定申告をしていただいておりますが、今現在、確定申告が194件、それから予定申告が72件ほどあっておりまして、おのおの申告状況の中で、1月末現在の数字で言いますと、約130,000千円ほどでございます。何で50,000千円強の補正があったかといいますと、ほとんど大手の企業さんが前年度よりも所得割、法人税割がふえたということでございます。一例を申し上げますと、12月末に大手さんが18,000千円、3月にはまた最大手さんが千何百万円ほどのというふうなことも聞き及んでおりますし、それを含んで、またおのおの大手さんも含めまして、前年度よりも多く申告があつておるといふふうな状況でございます。ただ、普通の企業さん、会社、法人等につきましては、それほどの上がりはなかったというふうなことでございまして、今現在の調定額に2月、3月分の予想を含めた額をお示ししているということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今の説明でわかりますけれども、収入がふえるのはなかなかいいことですが、これは来年度の交付税にはね返りますので、それはちゃんと頭の中に入れて使用していただくようお願いしておきたいと思います。この分については以上です。

○企画課長（北島 徹君）

私のほうからは基金の取り崩しをしなくてよかった理由ということであったろうと思いません。これにつきましては、町税、それから地方交付税、それから繰越金というものが予定しておりました金額よりも多くなったということで、結果的に取り崩す必要がなくなったということで理解をいたしております。

それから、諸収入の中で宝くじ配分金の使途はということでございましたが、この使途については限定をいたしておりません。一般財源として活用したいということで考えております。

○3番（橋本重雄君）

これは私の希望ですけれども、この間、福祉バスというですかね、今、社協が運営しているやつ。あれに乗ったんですけれども（「マイクロバス」と呼ぶ者あり）マイクロバスね、あれに乗ったんですけれども、あれもやっぱり買われてから大分経過をしておるようです。したがって、宝くじという名目で来ているんですから、宝くじ号とかなんとかで新しく買われたらいかがかなと思うんですよ。それで、それに向かっての積み立てを1カ年度では当然買えませんので、そういう積み立てをされたらどうかという提案をしておきます。

○企画課長（北島 徹君）

まず、社協のほうで、そのバスの今議員御心配をされている買いかえのことをまず議論いただきまして、その中で社会福祉協議会は民間でございますので、民間団体につきましては、いろんな補助制度もあるように聞いております。ただ、全額ではないと思いますので、その裏負担分といいますか、それが当然必要になってこようかと思っておりますので、そこら辺あたりにつきまして、今議員が言われたようなことも今後検討していかなければならないというふうには思っておりますが、まずそこら辺を社会福祉協議会の中で御議論いただければということで考えております。議員がおっしゃった意味は十分わかっておりますので、そういうことでよろしく願います。（「いいです。次お願いします」と呼ぶ者あり）

○住民課長（福島日出夫君）

まず、ごみの件なんですけれども、この分につきましては、1名派遣職員が出向いたしております。（「そうじゃない。精算金のこと」と呼ぶ者あり）はい、精算金ですね。1名職員が出向しております関係上、その分の、主に精算金ですね。それとトータル的な歳出の中の調整ということも加味したところでの精算になっております。

○3番（橋本重雄君）

職員の派遣はこの13ページの下のほうに書いてあるんじゃないですか、6,345千円。私はこれは聞いていないですよ。上のほうの組合の負担金の精算のことについて尋ねているんです。これは多分、毎年、結構大きな金額で返ってきているんじゃないかなと思うんですよ。それで、その理由をお尋ねしたいんです。

○住民課長（福島日出夫君）

組合の精算のシステムといいますか、そういった部分につきましては、各鳥栖市、みやき町、上峰といったところで負担金を出しまして、その精算によつての収支というふうには私は理解しております。

○町長（武廣勇平君）

加えて、今し方担当課長が申しあげましたものとですね、この負担金は、拠出している鳥栖、みやき、上峰町でおのおの均等割やら算出根拠をもつて負担をしているんですけれども、総額、ごみの排出量等による実際のごみの排出量やら、例えば、原料となるLPGですか、そうしたものにより、実際運営するに当たり費用が動く場合がございます。そうした中で、当初の予定の負担より増す場合もございますし、また、負担が——負担が増すといいますか、運営費用にかかわる予算が増す場合もございますし、かかる予算が減額されることもございます。その場合は、各市町に精算するという形で西部環境施設組合が取り決められていることでありまして、それに伴う精算金と理解していただければと思います。

○3番（橋本重雄君）

内容については理解できますけれども、ちょっとこれはまた違った角度からの質問なんですけれども、以前は今、資源ごみを出しているんですよ。それでそれを精算して、要するに上峰分が幾らということで報告があつていたんですよ。それで、今どんなふうになっているかということと、要するに資源ごみをごみ処理場のほうで買い上げて、金額幾らという表示——表示というか、金額がわかればお知らせをいただきたいと思います。

○住民課長（福島日出夫君）

済みません、金額についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後で報告をしたいと思います。

資源ごみの回収金、回収といいますか、それで得たお金につきましても、精算金の中で調整を行つております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

後でいいです。

もう1件あつたと思うんですけれども。

○住民課長（福島日出夫君）

保育所の関係だつたと思いますけれども、この分については減額が11,000千円程度出ておりますけれども、この分については、私ども当初の予算で決まった額で実質その人数の生徒の出入りがございますので、その辺での差額というふうに思っております。

○3番（橋本重雄君）

過大見積もりをしていたからこんなふうになつたわけじゃないんですか。

○住民課長（福島日出夫君）

まず、前年度の実績を見ながらということでの考え方でおりますけれども。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（林 真敏君）

ちょっとわからないので、教えていただけるだけで結構です。14ページ、款の2. 項の1の目の1. 一般管理費で、ほとんどが減額になっておりますけれども、区長報酬だけ増額になっているというのは、これは世帯がふえたから、その担当している区長さんへの報酬がふえたというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

区長さんの手当につきましては、均等割と戸数割とございます。均等割は37千円で、戸数割は1戸に対して290円でございます。当初予算の段階では、3,130戸の12カ月ということで算定しておりましたけれども、議員御指摘のとおり戸数がふえまして、それで増額補正をさせていただいているところでございます。（「では、そのとおりですね。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（中山五雄君）

25ページの款の8の土木費、目の2の道路維持費、節の13の委託料の中の町道伐採委託料、これは1,420千円減っておりますが、1割以上減っておりますが、これは平米数が減った分か、入札減なのか、教えていただきたいと思えます。

○振興課長（江崎文男君）

お答えいたします。

これにつきましては、先ほど緊急雇用の中で御説明をしたんですけれども、当初、約80%、厳密にいくと、約78%の入札率で今回落ちております。そういう中で、他の地区からの伐採の要望等がございましたので、それについては、一応対応しております。そういう中で、先ほどお話をしたんですけれども、要はその中身的に人件費の対象外というところでの減額をしているところでございます。そういう中で、伐採の面積的にはふえているんですけれども、人件費に対しての補助対象外であったということでの減額が主な理由でございます。

○9番（中山五雄君）

これ今、人件費の補助対象外ということで、ハローワークから何名なら何名、この工事期間中、入れなさいということになっているかと思えますけれども、その分のいろいろあったということですかね。

○振興課長（江崎文男君）

そうです。うちのほうとしても、業者から出された書類において、実際、この対象事業、要するに何百日ということでありますので、実際その何百日かというのを出面表及びその工事内容とかを照査しながら、実際この事業に充てておるのか充てていないのかを照査した中で、延べ人員が減ったということです。

○9番（中山五雄君）

29ページの款の10の教育費、目の5の児童育成費、この中の指導員の賃金が840千円減になっておりますが、これは指導員さんが減った分なのかどうか。

○教育課長（小野清人君）

先ほど振興課長のほうからも緊急雇用の件で御説明ありましたが、長期休業中の預かる児童数を80人で見積もっておりました。80人で見積もると6人を雇用するという事で予定をしておりましたが、休養中の預かる児童数が減って、フルに6人出る必要がなくなったということで、人数を減らして雇用しておりました。その結果、この840千円の減額というふうになったところです。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

16ページ、款の2の総務費、目の8の財政調整基金費です。説明されているときに、私がちょっとうっかりして聞き漏れをしているみたいなんですけれども、この基金の積立金の中に子ども手当の返還分も含むというふうにおっしゃったように聞こえたんですけれども、それが本当であれば、その金額をお知らせください。

それから、もう1つ、この金額を積み立てますと、財政調整基金の合計が368,906千円になると思います。それで、私が以前、総務課のほうで財政を担当していた時分には、県の市町村課の職員さん、係長さんあたりからでしたけども、財政調整基金というものは、余りに積み立てをするなど。何でかという、金の余裕があるということとしか見ないよと。それで、私もそう思いますが、ある程度目的基金で積み立てをされたらどうかなと思います。今、うちの総合計画の3年計画の事業を見ても、いろいろ計画はあっているわけですが、それに向かった積立金というのは、そんなに目新しいものは見えないように思いますので、財政調整基金オンリーじゃなくて、目的基金を設置されたらどうかなと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○町長（武廣勇平君）

これは以前から議会からも財政調整基金に積み立てるべきだという御意見もある中、私どもは減債基金やらそうしたものの拡充というものも考えてきたつもりであります。議員御指

摘のように、財調のみに積み立てるのでなく、さまざまな基金、不足している、また維持管理等で当然今後必要になってくる部分がございますので、そうしたものに充てていくことは考えていきたいと思っております。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

この64,873千円の中に、本来、事務的な流れといいますか、時間的な関係で、児童手当を来年返すというものが概算で23,000千円ほど含まれております。ですので、実質的にはこの23,000千円引きました41,000千円を追加で積み立てるということで御理解いただいたらというふうに思います。（「はい、わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第17号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案審議の途中ではございますが、休憩をいたしたいと思っておりますけど、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。休憩。

午後2時20分 休憩

午後2時41分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、議案審議を再開いたします。

日程第7 議案第18号

○議長（大川隆城君）

日程第7. 議案第18号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

14ページ、款9の基金積立金、目の1の財政調整基金積立金のことでお尋ねというか、意見を申し上げたいと思います。

今回、10,000千円ほど基金のほうに積み立てをされるようでございます。先般、私も一般質問の中で、国民健康保険の財政について、余り繰越金でいっぱい出すよりも基金のほうに積んだほうがいいんじゃないかということをおっしゃったので、それを参酌して基金に

積み立ててもらったものかなと思って、ちょっと自分の言った意見が通っちゃったかなと思
っているところでございます。それで、現在、基金の積立金は幾らになりますか、教えてく
ださい。これを入れまして。

○健康福祉課長（岡 義行君）

これ以前の積立金額50,000千円になっております。それで、これを入れまして60,000千円
になります。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

医療費の支払いの最低1カ月分ぐらいは基金として確保されていたほうがいいんじゃない
かというふうに感じますので、それに向かって今後もまた努力をしていただいて、なるだけ
繰越金で表に出すよりも、違う方法で予算を上手に見せたほうがいいと思いますので、よろ
しく願いしておきます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（林 眞敏君）

13ページ、款の8. 項の1. 目の1の委託料が1,580千円ですかね、減になっています。
これは望ましいほうですか、それとも望ましくない。というのは、特定健診の患者が少な
かったからなのか、あるいはそれにかかった経費が少なかったからなのか、説明をお願いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

望ましいか望ましくないかと言われれば、特定健診につきましては、なるだけ多くの方が
受診されたほうがいいんですけども、当初計画よりも落ちまして、現在の受診率に行きま
すと、前年度よりも上がりまして、約51.7%、前年度が48%ぐらいだったと思うんですけれ
ども、若干上がりましたけれども、当初の計画よりも落ちた人数ということで、今回、委託
料を減額いたしております。

以上です。

○5番（林 眞敏君）

できるだけこれは△がつかないほうが本来は望ましいですね。でも、結果として出たの
ならやむを得ないとしまして、また来年も受診率が向上されるようお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

同じく今の委託料の関係でございますけれども、先般の一般質問で私お尋ねをしたところ、
いわゆる委託先の問題でございます。医療機関の関係でございますけれども、資料によりま

と、同一機関の医療機関をかなり使われているような現状が見えました。これはもちろん健診のデータとかなんとか、いろいろそこら付近の根本的な諸問題があるかと思えますけれども、それは町できちんとデータの保管をしながら、公正な公平な医療機関の選定をしていただきたい。これは意見として述べておきます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第18号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第19号

○議長（大川隆城君）

日程第8．議案第19号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第19号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第20号

○議長（大川隆城君）

日程第9．議案第20号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

ちょっと予算のつくり方の件でお尋ねしますが、5ページの款の3の公債費、この項目なんですけれども、補正額はゼロ、財源内訳は全然何もないということで、これが必要であるかということをお尋ねいたします。ここの項目を上げるべきか。普通、補正予算というのは、移動があった分が作成するようになっていると思うんですよね。何の移動もあっていないならば、ここに書く必要があるかということで疑問を持ちましたので、お尋ねをいたします。

○振興課長（江崎文男君）

まず、必要性の前に、何でここにあらわれているかという答弁なんですけれども、あくまでもここには特定財源の内訳が変わっている関係上、ここに上がっているわけです。先ほど説明の中に言いましたとおり、新規加入金は何百万円か入ってきております。新規加入金につきましては、基本的には事業費に充てる。今、事業があっていませんので、基本的にはここの公債費、要するに元利償還に充てておるわけです。そういう中で、ここのその他の欄で、元利償還に充てる新規加入金がここに入ってきております。そういう中で、加入金を入れる

ことで、今度、繰入金が減になりますので、その調整をですね、申しわけないんですけども、その他のところでプラス・マイナス・ゼロというような形で予算的にはなっておる関係で、ここに公債費という欄があるんですけども、実際、その必要性というのは、今後検討させていただきます。

○3番（橋本重雄君）

私もちょっとその中身まではよく見ていなかったんですけども、普通は例えば、加入金がふえたならば、それがプラスになって、どこかがマイナスになるんですよ。ところが、たまたまマイナスになる部分もその他の項にあるというわけですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）それをだから説明をしてもらっておけば、私も理解できましたけど、わかりました。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第20号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第21号

○議長（大川隆城君）

次に進みます。日程第10、議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

○3番（橋本重雄君）

一応、議題になりましたので、質問をさせていただきます。よろしいですかね、今の段階で。

○議長（大川隆城君）

はい、どうぞ。

○3番（橋本重雄君）

実は、この予算書をちょっと精査しておりましたところ、これは私が精査したので間違いかもわかりません。でも、ちょっと間違った書類を審議するわけにはいきませんので、今から私が申し上げますので、執行部のほうはその確認をしていただきたいと思います。

96ページ、債務負担行為の関係です。そのページの下から2番目、庁舎南側公共施設駐車場用地借地料の項目です。それがですね、限度額が「年額1,700千円及び当該土地の公租公課に相当する額」、それから前年度までの支出、横に書いてあるとおりです。ちょっと時間の関係で読み上げませんが、前年度分を見てみましたら、前年度の限度額は「年額1,500千円」と、要するに公租公課ですね、それを足した分が限度額になっています。それで、ここで200千円動いているんですけども、大体債務負担行為というのは、変更があった場合は債務負担行為の変更の議決が必要だと思います。それが1件。

続きまして、この係数がですね、私がちょっと去年は議員になって間もなかったので、中身をよく見ていなかった部分もありましたけども、5年間分さかのぼって集計をしてみました。そしたら、ちょっとつじつまが合わないんですね。それで、これを私が今持っている資料が正しいか、おたくたちがここに出してある分が正しいかを判断されて、間違っていたら訂正をしてください。間違っていなかったらいいです。

以上です。

○議長（大川隆城君）

執行部いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長のほうから休憩の要請がございましたけれども、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。それでは、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 2 時 54 分 休憩

午後 4 時 36 分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

日程第10. 議案第21号 平成24年度上峰町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま審議中の平成24年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○8番（吉富 隆君）

休憩前にいろいろな問題等々出てまいりました。いろいろと平成12年からさかのぼっての協議を重ねてまいりました。単純なミスであったかなとも思います。と同時に、行政の大きな不始末であったかなと僕は言わざるを得ないと思っております。このような問題が二度とないようにするという条件つきで差しかえを承認したところでございますが、この問題は、非常に大きな問題だととらえざるを得ない。なぜならば、議会にまず提案がなされなかったということです。変更があれば、やっぱり出さなきゃいけないと。それと、我々議会といたしても、この問題について追及しなかったことは議会も落ち度があるのではないかと思いますし、この問題について、差しかえをするということでございますが、いつまでに差しか

えするの。そういう説明をして議事進行をお願いしたい。肝心でしょう。月曜日から予算委員会に入るわけですから。まだ議決はしていないんだけど、そういう流れになっておりますので、この問題について、いつまでに議員のところに差しかえの資料が届くのか、お尋ねをいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいまの8番議員の質問につきましては、私も訂正をさせていただきたいと思います。先に進みます前に、先ほど来の協議についての結果、報告、そして、先ほど質問がございました、いつまでに提示をするかという件につきまして、執行部の答弁を求めて先に進めていきたいと思いますので、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

ただいま橋本議員から御指摘ございました件につきましては、先ほど皆様方に御了解いただき、本当に遅滞を招いたことにつきまして、御迷惑かけたと思っております。本日じゅうに差しかえをさせていただくということによりよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

ただいま町長さんのほうからきちとした形できょうじゅうに差しかえをするということでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

本当に残念ですよ、こういうことが発覚してですね。だれがどうということじゃなくて、やはりお互いが切磋琢磨していかざるを得ない。そういう状況にあると思います。議会もやっぱりこれについては早く気づいて追及すべきであったかなと思いますし、今後については、やっぱり行政のほうもここまで目を配っていただくということが大事なことであろうと思います。

本当に財政厳しい折に、やはり議会としても10%の報酬削減もやってきました。ところが、こういう問題が起きて、本当にいいのかと。こういう議会でもいいのかということは、やっぱり我々も肝に銘じる必要があるのではないかと僕は思っています。そういうことを頭の中に入れていただいて、当然、担当課だけじゃなくて、執行部の方全員がそういった危機感を持っていただきたいというふうに重ねてお願いをして質問を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、先に進ませていただきます。

ただいま審議中の平成24年度上峰町一般会計予算につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置して審議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました予算特別委員会につきましては、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征君を選任したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に中山五雄君、副委員長に碓勝征君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで委員長に選任されました中山五雄君に就任のごあいさつをお願いいたします。

○予算特別委員長（中山五雄君）

皆さんこんにちは。ただいま平成24年度予算特別委員会委員長に指名をされました中山五雄です。大変重く受けとめております。皆さん御承知のとおり、本町の財政はまだまだ厳しい状況下にあると思っております。皆さん方の御協力をお願いし、慎重に予算審議をしていただきたいと思いますので、皆さん方どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ありがとうございました。中山委員長、よろしくお願いしておきます。

次に進みます。

日程第11 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第11. 討論・採決。

議案第9号 上峰町通学福祉バス運営基金条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成23年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成23年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 4 時45分 散会